

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度 平成 20 年度

条 例 名		神奈川県監査委員に関する条例	
条 例 番 号		昭和 36 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集 第 1 編第 8 章
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		地方自治法第 202 条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めている。	
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法第 202 条の規定により、議員選出の監査委員の数、常勤の委員、委員の告示及び公表等について定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	監査委員は、地方自治法で規定する最低限の人数で監査事務を適正に行っており、有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	監査委員の定数は、地方自治法で規定する最低限の人数である 4 人としており、効率的な運営が行われている。 また、識見を有する者のうちから選任される監査委員の常勤は、地方自治法で規定する最低限の人数である 1 人としており、効率的な規定内容である。	監査委員の人数 4 人 (うち議員選出委員 2 人)
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法に基づき、監査委員について必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法に基づき、監査委員について必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他	現在、第 29 次地方制度調査会において、監査委員の独立性や委員構成、権限責任などの見直しが議論されている。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)